

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年8月まで

20歳になった際、父親が役場で国民年金の加入手続をとってくれた。当初、保険料は父親が納めてくれていたが、勤めるようになり厚生年金保険に加入するようになって、役場から毎年納付書が送られてきたので、何ら疑いも無く自分で納付した。

しかし、平成21年に年金裁定請求の相談をした際、国民年金保険料を納付した申立期間と厚生年金保険脱退手当金受給期間が重複していることが判明したため、申立期間に納付した国民年金保険料については、過誤納であるとして還付されてしまった。

役場から納付案内されたとおりに国民年金保険料を納付し、年金として受給できるものと思ってきたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初、脱退手当金支給済期間であるとともに、国民年金の強制加入被保険者期間として管理され、役場が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できるところ、平成21年11月に当該記録が統合され、当該期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であるとして、22年1月に当該期間に係る保険料が還付されている。

しかしながら、申立期間に係る国民年金保険料については、本来保険料を納付できない厚生年金保険被保険者期間でありながら、国民年金保険料の納付勧奨及び納付書作成を行った行政側の過誤により、申立人が当該期間の保険料を納付した後、約43年間の長期間にわたり、国庫歳入金として扱われていたこ

とは明らかである上、当該期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものと見なされることを踏まえると、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として当該期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA事業所における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成10年2月から同年9月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から同年10月1日まで
ねんきん定期便を見ると、申立期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が22万円となっているが、実際は26万円の標準報酬月額に基づいて給与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA事業所における標準報酬月額は、当初、平成10年2月から同年9月までは26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった11年2月28日の3日前の同年2月25日付けで、遡^{そきゅう}及して22万円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか4人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人の所持する給与明細書から、申立期間について26万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該事業所に係る滞納処分票から、申立期間当時、当該事業所は保険料を滞納していたことが確認できる上、事業主は標準報酬月額の減額訂正の届出を行ったことを認めている。

加えて、元同僚からは「申立期間当時、申立人の担当はB業務であり、社会保険事務は行っていなかった。」との証言があり、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成10年2月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を平成2年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から同年10月1日まで

A事業所B工場から、平成2年10月1日付けで同社C工場へ転勤したが、同年9月の年金記録が欠落している。申立期間中も継続して勤務しており、給料明細書でも保険料が控除されていたことが確認できる。記録が間違っていると思われるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から発行された永年勤続表彰等の人事記録、辞令及び給料明細書から、申立人がA事業所に継続して勤務し（平成2年10月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B工場における平成2年8月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年9月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1149

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年5月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月16日から同年11月1日まで
高校を卒業後、A社に勤務する親類の紹介で当該事業所に入社し、開業して間もないB事業所に勤務した。正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の人事記録及び申立人が所持する定年退職通知書により、申立人は昭和37年5月16日から当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の人事記録及びオンライン記録により、申立人が配属された当該事業所のB事業所の同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立人が入社した昭和37年4月及びその前年に入社した二人は、いずれも入社日から厚生年金保険の加入記録が確認できる上、当該同僚のうち一人は、「申立人も、正社員であった。危険を伴う業種だったので臨時職員はいなかった。」と証言している。

さらに、事業主は、「申立人は、人事記録から基本給が月給制であり正社員であった可能性が高く、同時期に入社しB事業所に配属された同僚の人事記録から判断すると、入社時から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と証言していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の人事記録に記載されている昭和 37 年 5 月入社時の基本給から 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得届の事務処理に誤りがあった可能性が高いと証言しており、また、仮に事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、これらの届出のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和 37 年 11 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月から同年 10 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年6月は18万円、同年7月から同年12月までは24万円、5年1月から6年10月までは22万円、同年11月から7年2月までは20万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月から8年9月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から8年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年6月は18万円、同年7月から同年12月までは24万円、5年1月から6年10月までは22万円、同年11月から7年2月までは20万円、同年3月から同年5

月までは 24 万円、同年 6 月から 8 年 9 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月30日

A社から平成16年7月30日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、ねんきん定期便では、当該賞与に係る保険料の納付記録が無いいため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する賞与支給明細書により、申立人は、平成16年7月30日にA社から賞与の支払いを受け、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出し、保険料も納付したとしているが、これを確認できる資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月30日

A社から平成16年7月30日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、ねんきん定期便では、当該賞与に係る保険料の納付記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する賞与支給明細書により、申立人は、平成16年7月30日にA社から賞与の支払いを受け、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出し、保険料も納付したとしているが、これを確認できる資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月30日

A社から平成16年7月30日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、ねんきん定期便では、当該賞与に係る保険料の納付記録が無いいため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する賞与支給明細書により、申立人は、平成16年7月30日にA社から賞与の支払いを受け、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出し、保険料も納付したとしているが、これを確認できる資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 30 日

A社から平成 16 年 7 月 30 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、ねんきん定期便では、当該賞与に係る保険料の納付記録が無いいため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する賞与支給明細書により、申立人は、平成 16 年 7 月 30 日にA社から賞与の支払いを受け、22 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出し、保険料も納付したとしているが、これを確認できる資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成7年10月から9年10月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年11月1日まで
ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が大きく引き下げられていることを知った。確認の上、記録の訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から9年10月までは44万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月1日以降の同年同月21日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか4人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員が、「申立人は、B業務の仕事をしていて、経理には関わっていなかった。社会保険の手続には一切関与していない。」と証言していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年9月から同年11月までの標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から同年12月1日まで
年金事務所において厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が大きく引き下げられていることが分かった。当時、私は役員であったが、記録の訂正については知らない。入社してから退社するまで給与額の変更は無かったので確認の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年9月から同年11月までは50万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年12月27日以降の10年2月27日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか一人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は申立期間当時、役員であったことが確認できるが、元事業主は、「当時は経営難だったため、当該事業所において社会保険料を滞納していたが、遡及訂正の届については行った覚えはない。申立人はB部長であり、社会保険の手続には関わっていなかった。」と証言している。

さらに、複数の同僚から、「申立人はC業務を行っており、社会保険事務の権限は有していなかった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から62年3月まで

昭和61年6月からA事業所にアルバイトとして勤務していた。当時の国民年金担当者から、20歳になったら国民年金に加入するよう勧められたので、同年12月に加入手続を行い、翌年3月までの保険料を一括して納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所にアルバイトとして勤務していた申立期間当時、20歳になり、当時の国民年金担当者に勧められて加入手続を行い、申立期間の保険料を一括して納付した。」としているが、申立人が所持する年金手帳には国民年金に加入したことを示す記載は無く、申立人から聴取しても、加入手続時に新たな手帳を交付された記憶は無いとしていることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、B市に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしている。

さらに、申立人が氏名を挙げた当時の国民年金担当者から聴取したところ、「加入を勧めたことはあったかもしれないが、加入手続をして年金手帳を渡さないとは考え難い。」としている。

加えて、申立人は、申立期間の保険料は4か月分で3万6,000円であったとしているが、当時の保険料額では計2万8,400円となり、申立人の記憶とは相違する。

このほか、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月から42年3月まで

昭和41年9月に結婚した後、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料については、同居家族の分をまとめて納税組合を通じて納めてくれていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しており、申立人自身は直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その父親が納税組合を通じて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年11月に払い出されており、この時点で申立期間の保険料は過年度となることから、納税組合を通じて納付することはできなかつたと考えられる上、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿を見ても、過年度納付した形跡は見当たらず、その妻も申立期間は未納となっている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、このほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年12月まで期間及び63年12月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年12月まで
② 昭和63年12月から平成2年12月まで

昭和63年12月に国民年金の加入手続を行った際、保険料は2年間さかのぼって納付できるとの説明を受けたので、以後2年間にわたり、毎月2か月分の保険料を郵便局で納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月に市の出張所で国民年金の加入手続を行った際、保険料は2年さかのぼって納付できるとの説明を受けたため、以後2年間にわたり毎月2か月分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年1月に払い出されており、この時点で申立期間①及び②は時効により納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、平成5年2月に3年1月及び同年2月の保険料をさかのぼって納付し、以後、1～3か月分の保険料を毎月継続して過年度納付していることが確認できる上、申立人は、「申立期間の保険料は2か月分で2万円程度であった。」としており、その額は平成3年度の保険料額（2か月で1万8,000円）とおおむね一致することから、申立人の保険料納付に係る記憶はこの期間のものとするのが自然である。

さらに、申立人は、昭和61年3月以降、住所の異動が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から平成3年3月まで
学生であった申立期間当時、実家の母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親から聴取したところ、加入手続を行った記憶は無く、保険料については、平成5年5月に2年分をまとめて納付した以外の記憶は無いとしていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年4月ごろにA市において払い出されており、この時点で申立期間はすべて時効により納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人の母親が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から同年12月まで
平成9年7月に会社を退職した後、自分で町役場に出向いて国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、自宅近くの郵便局や銀行で保険料を納付していたので、申立期間の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年7月に会社を退職後、A町（現在は、B市）役場で国民健康保険と国民年金の加入手続きを一緒に行ったと供述しているが、B市の国民健康保険の電算記録を調査しても、申立期間について申立人が国民健康保険に加入した記録は確認できない。

また、同市の電算記録から、平成7年7月から8年12月までの期間について、申立人が国民年金及び国民健康保険に加入していた記録が確認できるところ、申立人はこの期間について、「父の健康保険の被扶養者になっていた。」と供述していることから、申立人が当該期間における国民年金の加入手続きと保険料納付の記憶を、申立期間のものと考え違えている可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間において国民年金の再加入手続きを行っていた形跡は見当たらず、当該期間は未加入期間となっていることから、国民年金保険料納付書は発行されていなかったと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 773

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 40 年 1 月までの期間及び 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 40 年 1 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

20 歳のころに父親が役場で国民年金の加入手続を行い、保険料は納税組合を通じて両親の分と一緒に納めてくれていた。また、昭和 41 年 9 月に結婚してからは、義父が夫の分と一緒に納税組合を通じて納めてくれていたので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②のうち昭和 41 年 4 月から同年 8 月までの期間については、申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は既に他界しており、申立人自身は直接関与していないことから、当該期間における加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、当該期間の保険料をその父親が納税組合を通じて納めていたと主張しているが、戸籍の附票によると、申立人は当該期間において、A 町又は B 市に住民登録していることから、その父親が実家のある C 町において、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立人から聴取しても、「独り暮らしをしていたころは、市役所に行く機会は無かった。」としているなど、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②のうち昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月までの期間については、申立人の保険料を納付していたとするその義父は既に他界しており、申立人及びその夫は直接関与していないことから、当該期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その義父が申立人及びその夫の保険料を納税組合を通じて納付していたと主張しているが、その夫の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 11 月に払い出されていることから、その義父が申立人及びその夫の保険料を納付するようになったのはこれ以降と考えられ、この時点で当該期間の保険料は過年度となることから、納税組合を通じて納付することはできなかったと考えられる上、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿を見ても、過年度納付した形跡は見当たらず、その夫も当該期間は未納となっている。

さらに、申立人の義父が、当該期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 42 年 12 月 21 日まで

A事業所での厚生年金保険加入期間について、昭和 43 年 10 月 26 日に脱退手当金が支給済みとなっているとのことだが、その時期は、学校へ通いながらB県内の事業所に寮に住み込みで勤めていたので、C県で脱退手当金を請求することは困難である。また、受給した記憶も無いので正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「D事業所に勤務していたときは、共済年金制度に加入していることを知らなかった」と供述しており、当該事業所の退職時には、E共済組合から退職一時金を受領していることが確認でき、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月まで加入していたF共済組合においても退職一時金を受領しているなど、年金制度に対する関心は高くなかったことが推認できる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間については、定期的に昇給しており、大幅な給与の変化は無かったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下がっていることに納得できない。適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、給与明細書等の資料が無いことから、厚生年金保険料控除額及び給与総支給額を確認することはできない上、厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、申立期間当時のA社における他の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが大きく変動している、又は下がっているとは認められない上、当該記録は遡及して訂正された形跡も無く、不自然さは見受けられない。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主も他界しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月 1 日から 20 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録と、給与明細書で確認できる当時の給与額が異なっている上、賞与の記録が無いことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び賞与明細書から、申立期間において、27～28 万円程度の給与が支給されているとともに、4回にわたり賞与が支給されていることが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書及び賞与明細書によると、給与については、オンライン記録上の標準報酬月額（20 万円又は 22 万円）に基づく厚生年金保険料を超える額の保険料が控除されている月は無く、賞与については、いずれも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、当該事業所が、平成 18 年及び 19 年の定時決定において、オンライン記録どおりの標準報酬月額で届出を行っていたことが確認できる上、賞与については、届出を行っていないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 1 月 7 日まで
昭和 50 年 5 月から A 社に勤務したが、年金事務所の記録では 51 年 1 月 7 日から厚生年金保険の被保険者となっている。同僚の中には、申立期間について B 本社で被保険者となっている者もいるので、調査の上、当該期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると当該事業所は、昭和 51 年 1 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、50 年 5 月に入社したとする複数の同僚についても同日に当該事業所の厚生年金保険被保険者になっていることが確認できる。

また、申立人は、「当該事業所が適用事業所になる前に、B 本社で被保険者記録のある同僚がいる。」としているが、これらの同僚はいずれも、当該本社で採用された者であり、このことについて当時の事務担当者は、「当時は本社採用と現地採用とがあり、本社採用の者は本社で被保険者記録があるが、現地採用の者は皆、昭和 51 年 1 月 7 日から厚生年金保険に加入している。」と証言しており、申立期間について同社の B 本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無かった。

さらに、上記の事務担当者は、申立人と同様に昭和 50 年 5 月から当該事業所に勤務した現地採用の者であり、「入社時、本社担当者に現地採用者につい

でも社会保険に加入してもらえるよう要請したが、『会社の経営状況が厳しいのでもう少し待ってくれ。』と言われた。だから、私は当時から入社してすぐには社会保険に加入していないことを認識していた。」と証言している上、申立人と同時期に入社しながら厚生年金保険被保険者記録が51年1月7日からとなっている同僚の中で、当該事業所が適用事業所になるまでの間、国民年金に加入し国民年金保険料を納付している者が複数確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。